

○南城市教育委員会会議傍聴人規則

平成18年1月1日

教育委員会規則第3号

改正 平成30年1月25日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名等を会議傍聴人受付簿（別記様式）に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 教育長は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(平30教委規則2・一部改正)

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) 帽子をかぶらないこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

2 教育長は、前項各号の事項を守らない者があるときは、これを静止し、これに従わない場合は、退場を命ずることができる。

(平30教委規則2・一部改正)

第6条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(平30教委規則2・一部改正)

第7条 傍聴人は、この規則に規定するほか、教育長の指示に従わなければならない。

(平30教委規則2・一部改正)

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月25日教委規則第2号)

この規則は、平成30年3月31日から施行する。

別記様式(第2条関係)
(会議傍聴人受付簿)

年月日	傍聴人の住所	職業	年齢	氏名	備考